

ＬＰガス保安の確保に向けた取組状況に関する 平成２４年度トップヒアリングの結果

平成 25 年 3 月 7 日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
ガ ス 安 全 室

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省においては、ＬＰガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の促進を要請しています。この進捗状況も含め、トップ（社長）の方々から、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等に関してヒアリングを実施しており、平成 17 年度に初回を実施し、今回は第 5 回目となります。

II. ヒアリング対象事業者及び実施日

今回の対象事業者は、経済産業省本省に登録されている販売事業者又は認定されている保安機関のうち、社長の交代があった事業者、過去本ヒアリングに参加されていない事業者等から選定いたしました。

対象事業者：イワタニ福島株式会社、カネコ商会株式会社、株式会社サイサン、
全農エネルギー株式会社、ダイネン株式会社、高山産業株式会社、
ツバメ産業株式会社、東鋼商事株式会社、フジ・ホームサービス株式会社、
名神新日石ガス株式会社（計 10 社、50 音順）

実施日：平成 24 年 10 月 2 日～30 日

III. ヒアリングの結果と今後の展開について

今回のヒアリングの結果については概ね以下の通りでした。

○法令遵守の徹底等

ご参加頂いた全ての経営者が保安に対する姿勢について、「コミットメント」や「方針」等の形で明確に表明し、保安対策指針に沿った取組を行っていました。保安教育の一環として、高圧ガス保安協会等外部講習への積極的な参加の他、理解度テストの実施及びレポートの実施の義務付けを行っている経営者もありました。また、グループ一体となって、保安コンテストやグループ会議、相互査察を実施し、情報共有や保安レベルの向上に努めていました。さらに、保安部門を経営者直轄体制とする、人員や予算を確保する等、体制整備も行われており、経営者の保安に対する高い意識が感じられました。

○事故防止対策

・業務用厨房における一酸化炭素中毒事故防止対策

大型の飲食店や従業員・パート・アルバイトのいる飲食店については、保安連絡員を選任いただいてリスト化し、担当者の入換えに備えて、年 1 回の更新を社内基準として義務付け、訪問時には対面で周知業務を行っている経営者がありました。ＣＯ警報器、業務用換気警報器の

設置推進については、経済産業省、高圧ガス保安協会等が作成したパンフレットを活用して注意喚起を実施する経営者や、初回に限り無償化することで導入促進を図る経営者が多くみられました。

- ・一般消費者等に起因する事故の防止対策

ガスの誤開放防止対策として、定期消費設備調査の時期を待つことなく年度内に閉栓カバーを設置するという経営者や、二口ガス栓を一口ガス栓にする取組を行っている経営者もありました。また、コンロやレンジ周りの清掃活動の実施、自社主催の展示会の開催、地域ごとの定期的なミニ料理教室の実施等を通じて、消費者との接点を増やすことでより広く周知を行っていました。周知の際に使用されるパンフレットには経済産業省や高圧ガス保安協会等が作成したものが多く活用されていました。更に、保安閉栓についても十分な手続きを踏んだ上で踏み切っている経営者も多くありました。

- ・L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策

調整器、マイコンメーター、高圧ホース、警報器等について、システムによる期限管理を月1回実施、目視による漏えい検知装置の確認と記録を月1回実施、同一データを使用し営業所と本社ダブルチェックを行うことで交換推奨期限切れを防止等、きめ細かな対応を行っている経営者が多くありました。

○自然災害対策

自然災害対策については、自社の緊急時対策要領について見直しを図り、L P ガス販売事業者としての災害時の対応を再整理する等、これまでの災害経験を基に業務改善を行う例がありました。

本ヒアリングの結果は、経済産業省のL P ガス保安行政の参考として活用させていただきます。

今回のヒアリングの対象となっていないL P ガス販売事業者等の皆様におかれましても、各社の取組を参考に、引き続き保安確保に努めていただけますようお願いいたします。各社の取組例の詳細は、「平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況について（資料6－1）において紹介させていただきましたので、ご参照下さい。